

羅針盤

第8号



目次

32	27	24	22	20	18	14	10	7	3
羅針盤発刊にあたって・編集後記	海風気風 語り継ぐ海上労働運動史7	外航船員ゼロへの軌跡（連載・第八回）	船員の労災補償ノート（8） 死の灰と闘う	育成……時代への逆行	現場船員インタビュー 今どきの若者	組合の活力を取り戻すために（裁判の経過と組合員の思い6）	組合長当選無効の判決を考える	原発再稼働雑感	海員組合第68年度活動方針案を読んで
	菅木 弘	伊藤 敏	大野 一夫	里山 望	編 集 部	竹中 正陽	高橋 二郎	河合 宗行	山村 健介

海員組合第68年度活動方針案を読んで

山村 健介

1 活動方針案について

はじめに

全日本海員組合（以下「組合」という）は、8月14日、「第68年度活動方針案」を発表しました。

今年は、2年に1度の役員選挙が行われる大会とあつて、活動方針案には「活動の基調」が第1号議案として盛り込まれています。

いまでもなく、活動の基調は、運動を進めるうえで、今どのような時代にいるのかという歴史的な視点や、国際社会のなかでどんな立場にあるのかという国際的な視点など、客観的に組合員や労働者のおかれている状況を分析し、問題解決のために具体的な運動論を示す重要な役割を担っています。

今、EU諸国の一部が財政破綻による金融・経済危機に見舞われ、

欧州・米国・日本の財政や経済面にも深刻な影響を及ぼしています。

国内においては、著しい円高のもとで輸出産業は生産拠点や販売市場を海外に移し、産業の空洞化や地域経済の破綻等によって、雇用や国民生活に不安がひろがっています。わが国政府と財界が一体となつて進める政策自体が、「競争」最優先という方針ですから、今後、際限のない形で労働者の解雇・賃下げが行われ、労働力市場の二極化や貧困化が拡大していくことは明白です。

また、財界に呼応して、今国会で自民・公明・民主3党で強行採決した「消費税増税」の政策は、労働者・国民の暮らしをいっそう破壊し、国の経済情勢をますます混乱に導くことは火を見るよりも明らかです。

こうした状況にあつて、方針案

は厳しい環境下で働く組合員の大多数が、「なるほど」と思える明確な将来ビジョンを提案することができているのか、所見を述べてみたいと思います。

基調は運動の力ナメ

今年の第1号議案・活動の基調からは、組合員や船員をはじめわが国の労働者が、今、どういった労働・生活環境におかれ、どのような要求や問題を抱え、その実現のためにどのような運動を進めるのか？ 各部門における組合員の現状と課題について、明確な方針が伝わってきます。

今日本では、経済のグローバル化の進展に伴い、大企業の国際競争力を強化するための政策に重点が置かれています。このため労働法制の改悪や産業再生法等の制定が行われ、労働者を保護するため

の法律や制度の規制が緩和され、深刻な雇用破壊が進んでいます。こうしたなか組合は、組合員の生活と権利を守るため、船員労働に関する規制強化に産別組織の総力をあげることが何よりも重要です。

ILO海上労働条約の国内批准を契機に、組合員や船員の多様な要求や、今年7月の船員法一部改正に対する「国会付帯決議」をどのような運動を展開し実現していくのか。まさに産別運動の真価が問われる場面でもあります。

水産活動の基調では、「被災地域の水産業の復旧・復興は急務」として、「組合は被災からの復旧・復興に貢献する」との方針を掲げています。

しかし、復旧・復興にかかわる立派な法律やマスタープランが多く制定されていても、被災地の住民や水産関係者に活力を取り戻すことができないう限り、それは「絵に描いた餅」にしかありません。せめて、「漁村の観光資源と地元特産の水産物をリンクさせる」地域活性化運動だけは、産別組織の

英知を結集し、ネットワークと動力力を駆使して、組合の再起をかけて取り組む必要があります。

こうした運動の実績が伴わなければ、水産部門の方針案は、しょせん水産庁や水産業界の宣伝・広報誌の使い走りではない、との批判を免れることはできません。

外航日本人船員確保は国是

第2号議案・国際・外航部門の活動については、第一に、日本人船員の確保・育成は、国の政策として実現しなければならぬ課題であることを、関係者間で再認識させる必要があります。

2008年7月、トン数標準税の制定に合わせ、認定事業者には日本人船員の増加計画策定が求められています。

さらに船主協会は、FOC船へのトン数標準税制の適用拡大を目指しており、組合は、法制定の趣旨が損なわれないよう、企業に対して、日本人船員の確保・育成の増員目標を具体的に定め、実践を執拗にせまる必要があります。

第二に、非居住特別組合員への

対応については、労働条件の改善、福利厚生の充実、国際業務スタッフによるサービスの充実など、これまでの方針書を踏襲する内容になっていきます。

一昨年のITF世界大会で決定されたメキシコシティポリシーの「船員憲章」は、「組合費の水準及び種類は公平であるものとし、当該加盟組合がそれらの船員に提供するサービスに対応していなければならない」として、「加盟組合が満たすべき最低限必要な中核的責務」の一つに、「組織の問題に参加する権利」を掲げています。

組合は過去の方針書で、非居住組合員の「継続性を持った雇用の要求」、「非居住組合員がより積極的に本組合の活動に参画できるシステム」づくりを掲げていましたが、これら重要課題に今年度の方針書は、一切触れていません。

今、外航海運を取りまく環境からみて、非居住組合員の雇用と生活・権利を守る闘いの必要性は、現実味を帯びてきています。国際的にも、組合の力が試される状況にあることは疑いありません。

被災地の水産復興に全力を

第3号議案・水産部門の活動については、第一に、被災地の水産業を復旧・復興することが、地域経済と住民の生活回復に最も重要であるとの認識を示し、「水産業を基幹産業とする地域社会の本格的な復旧・復興が急がれる」としています。

しかし、具体的な運動に関しては、「水産復興マスタープラン」や「魚の国のしあわせプロジェクト」などの水産政策支持、という抽象的な方針しか示していません。

復旧・復興に関する政府の実績が大きな批判的となっており、今日、政府政策の支持だけでは、被災地の要望に応え得ないばかりか、マイナス要素になりかねません。

産別組合の運動として、「被災地域の水産業の復旧・復興」のため、地域の関係者と連携し、「実現の見通しがもてる課題」に全力を集中すべきと考えます。

第二に、国の政策である「水産基本法」や「東日本大震災復興基本法」を具現化していくうえで避

けて通れないのは、TPP交渉への参加問題です。

方針案は、政策課題として最も重要なTPP問題を欠落させています。世界の国々は輸入品に関税をかけることで国内産業を保護しています。TPPは、農産物を含むすべての物品の関税撤廃を求めています。農林水産省の試算によると、TPPに参加すれば、水産物の減少額が年間4200億円に上るといわれ、食料の安定供給を危険にさらし、国民の暮らしにも深刻な影響を与えることは間違いないありません。

後継者の確保・育成が鍵

第4号議案・国内部門の活動については、第一に、荷主産業の再編に伴う大宗貨物（石油・鉄鋼・セメントなど）の輸送需要の減少は、「内航海運の経営とそこで働く組合員や船員の雇用にも深刻な影響が懸念される」との認識を示しています。

しかし、具体的な運動の中身については、抽象的な表現に終始し、実現の見通しがもてる要求（明確

なビジョン)や産別運動の具体策を示すことができている。

第二に、内航船員の後継者不足問題は、近い将来、国内輸送に従事する船員市場の壊滅という深刻な事態を招くことは必定です。

今こそ組合は、組合員の雇用と生活を守る運動と併せて、同じ内航海運で働く未組織船員の劣悪な労働条件・労働環境、違法なマンニング業者の暗躍などの問題を共に解決する大掛かりな運動を展開することが重要です。ILO条約の批准を機に、内航船の劣悪な居住環境や労働条件の改善を図るため、産別運動を構築できる絶好のチャンスだと考えます。

また、組合は藤澤執行体制になって以降、「議会への陳情活動」や「総決起集会」に多額の費用と時間を費やしてきました。

その結果、どれだけ問題解決に貢献できたのか、徹底した総括を求めなければなりません。ジェスチャーやパフォーマンスなど、うわべだけの組合運動では、今日の厳しい状況を打開することはできません。



2 組合規約改正について

組合は、労働組合法との整合を図ることを目的とした規約改正の提案を行っています。

その主な内容は、①全国大会における全国委員の代表指名制度の廃止、②労働組合法において直接無記名投票が規定されている役員選挙、規約改正、組織全体で行うストライキの決定について、全国委員本人のみで表決を行うこと、③規約改正の表決において、大会に参加できない全国委員の直接無記名投票が可能となるよう規約・規則を制定する、などです。

組合規約は、民主的な組合の運営と活動のあり方、団結を保障するためのルールを定めたものです。従って、その内容は、組合民主主義が徹底され、組合員一人ひとり

の意見や要求に耳を傾け、全組合員に依拠した組織運営が、何よりも重視されなければなりません。こうした観点から見て、今回の規約改正案は、大きな問題点を抱えています。

大会は最高決議機関

第一の問題点は、現行規約の第46条(全国委員の代表指名と委任)の条項から「代表指名」を削除するという改定内容です。

年1回開催される定期全国大会は、組合の最高決議機関であり、過去1年間の組合活動の経過報告及び会計報告の総括を行い、次年度の活動方針・予算・役員選挙・規約改正等の重要事項について討議します。

大会は、「最高決議機関」にふさわしく、組合員の圧倒的多数を集めて、出来るだけ多くの組合員の発言を保障し、民主的な運営によって、すべての物事を組合員の総意にもとづいてすすめることが重要です。

このため、組合は、これまでの長い運動の経験から、規約第37条

(全国大会の構成員と出席者)のなかで、職場委員ならびに船内委員長は、全国委員の資格を持たない場合でも大会での発言を認め、できる限り現場組合員の意見が組織に反映できるように、組合民主主義の徹底に力を入れてきました。

代表指名は民主主義の要

「代表指名」制度は、海上労働の特殊性に配慮し、現場組合員が乗船勤務のため全国委員としての権利を行使できない場合、その者に代わって下船中の組合員が、全国委員(代議員)として大会に出席し、現場の意見を組合活動に反映させるといった大切な役割を果たしてきました。

また、代表指名制度は、多くの現場組合員に大会出席の機会を与え、大会における会議の運営や討議への参加(経験)をとおして、組合活動への参加を促し、組合員一人ひとりの自覚と責任を実感できるといった組合員教育の一翼を担っています。

このように、代表指名制度は、組織の強化に欠かせない組合活動

家の発掘・育成という課題にも一定の役割を果たしてきました。

一方、「委任制度」は、仕事の都合で大会に出席できない全国委員（主に現場組合員）が、やむなく他の全国委員にその権利行使を委ねる方法です。しかし、その大半は執行部の手中におさめられ、殆どの執行部は自分の票に加え委任表1票を持ち、計2票の権利行使をしているのが実態です。

まさに、執行部中心、幹部請負主義の組合活動に陥る危険性をはらんでいます。

労組法5条は、役員選挙・ストライキ・規約改正についてのみ「代表員の直接無記名投票」を規定しています。従って、活動報告・活動方針の審議等に関しては、代表指名と労組法は少しも矛盾していません。

現場の意見を組合活動にいかによく多く反映させるかを考えれば、「代表指名制度」の廃止をもちこんだ規約改正は、本末転倒と言わざるを得ません。

従って、代表指名制度の存続と委任制度への規制強化こそが、組

合の民主的な運営、組合活動に活路を開く道につながるものと確信しています。

財政基盤は土台

第二の問題点は、現行規約第29条の「会計監査2名」を「若干名」に変更し、加えて現行第30条の、「会計監査2名」を、「会計監査1名以上」に改定する点です。

29条で「若干名」と言いながら、30条で「1名以上」で良いことになってしまいます。

海員組合の活動にとって財政基盤は組織の土台です。この土台が崩れたら、産別組合運動も組織としての機能も止まってしまいます。組合の予算および資産規模の大ききからみて、最低限2名の会計監査による監視体制が必要です。

いうまでもなく組合の財政は、組合費を基本に成り立っています。組合費の使いみちは常に透明にし、説明がつかないような使い方は、絶対に戒めなければなりません。

本組合は1992年の財政不祥事によって20数億円の財政損失を被った苦い経験があります。

従って、再び不正経理や財政不祥事を発生させないためにも、団結上の組織問題に発展しやすい財政活動の監視体制は、より厳しく、客観的にチェックできるよう、公認会計監査人の権限と役割を強化することが重要です。

説明のつかない裁判費用

今日の海員組合は、中執が決行した組合人事をめぐって、執行部員や事務職員から相次ぐ訴訟に持ち込まれ、敗訴を繰り返す場面も多く発生しています。

組織内外からの見聞によると、特定の組合役員が、現執行体制に批判的な人達を排除し、制裁を加え、解雇や降格に至る例が顕著になっていくことです。

こうした行為（組合敗訴の記事が一般新聞で掲載される事態）は、組合運営の面からみても妥当性を欠いており、一連の訴訟問題に投じられる組合の労力や訴訟費用は、到底、現場組合員の理解と納得を得ることはできません。

また、社会的な根拠や正当性からみても、組合運動にふさわしく

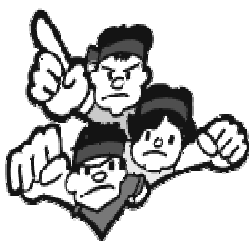
ないことは一目瞭然です。

組合が、こうした問題を自主的に解決できる機能を失い、「役員に任せておけばいい」といった状態を放置しておくと、組合員相互の信頼関係がなくなり、団結が壊され、産別組合運動が内部から自壊することになりかねません。

今年の定期全国大会では、海員組合の輝かしい運動の歴史と伝統を守る立場から、一連の訴訟問題への対応が、果たして、組合の運営や活動の一環として許されるのか、大会代議員の真摯な討議を期待しています。

おわりに、機関の軽視は、団結を壊し組合の弱体化につながることを、大会の議論をとおして組合員全員が共通認識すべきと考えます。

(了)



原発再稼働雑感

野田首相の記者会見

かわい むねゆき
河合 宗行

おつめし

私は船乗りとして会社勤務30年、水先18年を経て2年半ほど前に引退、岡崎市（愛知県）の自宅で1年ほど悠々自適の生活を楽しんで来たところで3・11が起きた。

その凄惨な映像に息をのみ、立ちつくした。海の仲間達の安否や苦勞に思いをはせたが、なす術もなくただ無事を祈るしかなかった。

そこに原発の過酷事故が追討ちをかけた。事態は日を追うごとに深刻となり、大量の放射能がまき散らされ、一時は再臨界や水蒸気爆発等、より深刻な事態も予想される緊迫した情勢が続いたが、幸いこれらの事態は回避され、一応の平静を取り戻したがまだ収束にはほど遠い状態である。

緊迫した情勢が続いていた3月中旬小学生の孫娘が東京から我家に避難してきた。顔を見て驚いた。

普段快活な娘っ子だったが放射能の恐怖におびえたか、生気が失せ、憔悴しきった様子が痛々しかった。東京でさえこんな有様なら福島周辺の人々の苦勞や心勞はいかばかりかと心が痛んだ。

一方政府は今年6月16日大飯原発の再稼働を決定、7月には稼働を開始したが政府の再稼働に抗議する国民の運動は空前の盛り上がりを見せている。

この状況の中で私は子供や孫、それに続く世代のために安全で安心できる社会を残すのが私達の責任だと強く思う。

以上の状況をふまえて、最近の動きの中で考えたこと、感じたことを思いつくままに書いてみた。

フクシマで

見えたものと現状

「絶対に大丈夫」のはずの日本の原発でフクシマが起きた。フクシ

マは「天災」ではなく、間違いない「人災」である。きっかけは地震・津波だったが事態を深刻にしたのは「安全神話」の上にあぐらをかき、設備も訓練も手を抜いて、ひたすら儲け第一で安全を無視してきた結果であった。これほどの

事実をつきつけられたにもかかわらず東電は未だにあの災害を「人災」と認めていない。

あれから約1年5カ月、再稼働するなら少なくともフクシマの教訓から学び設備や体制の不備を改善し、科学的知見と平和利用三原則（自主・民主・公開）を尊重し「安全神話」の清算―することが前提となるべきである。

ところが未だにフクシマの原因究明もできていないし、基本的にフクシマ以前と変わっていない。

この状況で再稼働することは「安全神話」の復活であり、フクシマの教訓を無にすることで許せない。

野田首相は再稼働に先立つ6月8日記者会見した。私はここでフクシマ反省の弁があるかと思ったが期待は裏切られ、結局「安全神話」をくり返したあげく再稼働という結論を押しつけただけだった。首相は始めに「再稼働ありき」で、これを正当化するため、根拠も示さず「過酷事故は起こさない」と「安全神話」にすがった。

しかし機器を運転、稼働すれば事故は必ず起こり、その中から過酷事故も必ず起こる。首相たる者は安易な結論にしがみつくのではなく楽観を戒め、常に最悪事態に備え手を尽くす人であって欲しい。

この会見での首相の2、3のコメントについて論評してみたい。

まず、首相の判断の軸は「国民の生活を守ることだから再稼働する」「原発を止めては日本がたちゆかない」と断定しているが、果たしてそうだろうか。

フクシマから1年半、政府は原発再稼働に執着して脱原発に向けた準備や対策はほとんど何もしていない。昨年夏首都圏での「計画

停電”も、今年の夏、首都圏の電力が十分なのを見ると、一種のオドシだったかと思える。

また、関電の八木社長が、「電力需給に関係なく基幹電源として近く高浜原発を再稼働させたい」というに至っては、結局再稼働は日本が「たちゆく」ためのものではなく、原発再生の橋頭保作りであることが見えてくる。

だから「原子力ムラ」は、原発ゼロでこの夏を乗り切ったという実績が怖かったのだと思う。

最後に「国論を二分する状況で一つの結論をだす。それは私の責任だ」とミエをきっているが、これでは首相の政治家としての資質が疑われる。

第1に「国論を二分する状況」(実際には反対者の方がはるかに多い)でありながら、「問答無用」で反対者を切り捨てた暴君であること。第2は再稼働の核心は安全の確保で、科学的知見により判断されるべきであるのに、安易に「いのち」と「もうけ」を天秤にかけ、「もうけ」を優先したこと。最後に、首相言うところの「責任」について。この場合の責任と

は一体どういうことなのか。一旦過酷事故が起これば首相といえども具体的責任など負いきれるものではない。まさか職を辞すればすむとでも考えているのだろうか。

今、フクシマで故郷を追われ避難を余儀なくされている人は16万人を超え、数えきれないほどの人達が放射能の恐怖におびえている。だが、誰一人としてその責任をとっていない。

一国の首相として「責任」を言うのならフクシマの責任を明確にし、その責任をきちんととらせることこそ首相の責任ではないか。

「地元」の同意

政府が再稼働を決める要件のひとつに「地元」(福井県とおおい町)の同意があった。6月16日西川知事が同意を表明、政府はこれを受けて最終的に再稼働を決定した。

しかし、福井県とおおい町だけが「地元」として再稼働にコミットできるといえるのはおかしい話だ。もし過酷事故が起きればその被害は「地元」にとどまらない。だから「地元」以外の周辺自治体はこぞって反対した。

更に、おおい原発の再稼働は全50基の原発の再稼働に道をひらくおそれもある。一自治体の手

に余る問題だから「地元」は返答を拒否すべきだったのではないかと知事はその状況を熟知していながら既得権益(＝原発利権)を守るため当然の権利があるような顔をして再稼働に「同意」した。

この際、知事は再稼働に伴う責任を国に押しつけ、国は国で「地元の同意」を得たからと強調してお互いに責任回避をはかっている。国も「地元」も利権と責任回避のかけひきの一方で、万一の場合の国民や住民の保護対策について話し合われた形跡はない。

最後に「地元」に関連して触れておきたいのは、関西広域連合の裏切りである。これで政府の再稼働方針にはずみがついた。

ここでの最大の「戦犯」は議論をリードした橋下大阪市長である。一部マスコミは彼を新しいリーダーとして持ち上げる向きもあるが、結局彼も長い物に巻かれ、住民をないがしろにする無責任な政治屋であることを露呈した。再稼働に加担した政治屋は保身と利権に身

をやつすばかりで、一般市民の安全に無頓着で無責任である。

原発復権への「だわす」

「原子力ムラ」の原発復権への執念は尋常一通りではない。

原子力発電所の建設は1基3千億から5千億かかる大プロジェクトだという。そこには日本を代表する重厚長大産業をはじめ各種の大企業がむらがり、おいしい果実をむさぼってきた。7月30日の国家戦略会議で政府がエネルギー・環境政策の基本方針に「脱原発依存」を入れたことに経団連の米倉会長は激怒したという。

原発で甘い汁をすってきた大企業にとつて「脱原発」はなんとしても避けたいところだろう。

しかし原発は一旦過酷事故を起こせば企業としてもその存続が危うくなり、国さえたちゆかなくなるかも知れない。

そのような危険をおかしても原発を続けようとする「原子力ムラ」の意思には、商売の損得を超えた別の力が作用しているのを感じる。その力とは一つは原子力の軍事利用であり、もう一つはアメリカ

の圧力ではなからうか。まず軍事利用については最近、原子力基本法の目的に「安全保障に資するため」との項目が新たにつけ加えられた。石原都知事のようなタカ派の政治家は早くから「核武装」を主張してきたが、原発ゼロでプルトニウム入手が困難になる事態は是非避けたいところだろう。

また、タカ派は原発推進、再稼働賛成と同時に軍事力による安全保障を主張している。しかし原発と国民の安全保障は明らかに矛盾する。仮に他国と武力的に対立し原発が敵国の攻撃対象となれば、これほど安全を脅かされることはない。だからタカ派のいう安全保障は国民の安全を真面目に考えてのことではなからう。

次にアメリカの圧力である。日本は敗戦後よりこの方、一貫してエネルギー政策をアメリカのそれに従属させられてきたが原発もその一環だ。日米両政府は4月30日の首脳会談で「民生用原子力協力に関するハイレベルの2国間委員会」の設置を決定した。

これはフクシマで動揺した日本に対し、アメリカが原発推進へと

巻き返すべくテコ入れしたものであり、再稼働の後押しとなった。

このことは日本の原発政策にアメリカの意向が強く反映していることを物語っている。アメリカは日本を政治的、経済的に従属状態に保つこととうまみを十分知りつくしているから、簡単にそのうまみを手ばなさないだろう。脱原発の闘いはアメリカの軛から解放するための闘いでもある。

再稼働反対の運動

政府の再稼働の決定に多くの国民は怒った。毎週金曜日の首相官邸前のデモはねばり強く続けられ6月22日には20万人、7月16日17万人、7月29日国会大包围行動では集会、デモ、国会包围の3部構成で、計20万人が参加した。

私も7月29日の行動に連れ合いと一緒に参加したが、和気あいあいとした楽しい雰囲気の中でデモは整然と秩序正しく行われた。

この運動は東京の運動に連動して全国各地に広がり大きなうねりとなっている。私も高齢となり、何をするにも億劫で毎日腑甲斐ない思いをしているが、自分の出来



首相官邸前に押しかける民衆
再稼働反対

ること、デモ・署名・選挙等をしつかりとやっつけていこうと思う。

ところで今回のデモで気になることが一つある。それは労働組合、とくに連合系労組が脱原発運動に消極的、というより「原子力ムラ」の一員になり下がってしまったというので「しっかりと」と肩をたたいてやりたい気分だ。

全日海も2011年度の活動方針(案)には原発問題には全くふれていないとの事だが寂しすぎないか。「原子力ムラ」の言い分には同調したり黙認することは労働組合本来の理念に反し、組合の社会的責任も果たしていないのではない

か。労働組合が被災者の苦難を正面から受け止め、再び「人災」を起させないために積極的に運動に参加してくれることを願う。

最後に、再稼働反対の運動は、まずフクシマの被災者に一日も早く平穏で幸せな生活が戻るよう心を寄せる連帯の気持を基盤にしつつ、「原子力ムラ」という権力の中枢にその基本政策の転換を求めものである。

これは容易ならざる闘いになると覚悟しなければなるまい。同時に脱原発は、長年にわたって国をあげて推進してきた経済主義、効率主義といった価値観の転換を迫られることになるだろう。

これからは公共や安心、連帯といったことが価値判断の基準になつてほしいと思う。権力から押し付けられた枠組みの中だけで考え、その中で長い物に巻かれて思考停止となっていた自分を、自分の頭で考え自分の足で歩くよう変えなければ再稼働も止められないだろうし、従って世の中も変えられないと思う。丈夫で長生きしてよい世の中を見たいね。

(元日本郵船・船長)

組合長当選無効の判決を考える

元国際マリン・トランスポート船長 高橋 二郎

はじめに

海員組合は2年前の定期大会で、藤澤洋二組合長を選出した。しかし、本年1月24日、東京地裁は藤澤氏の当選を無効とする判決を下した(原告は同選挙に立候補した北山等元中央執行委員)。

現職組合長の当選無効という

判決は極めて珍しく、日本経済団体連合会事務局が発行する労働経済判例速報(4月30日号)は特集を組み、北山氏に対する自宅待機命令の無効判決、組合員権停止の統制処分無効判決(地裁・高裁いずれも海員組合側が敗訴)と合わせて紹介しています。

組合長当選無効の控訴審判決が来たる9月27日に出されるとのことですが、組合側が敗訴するのは目に見えていると思います。

また、さる8月22日に東京高裁

で出された統制処分無効判決に対し、組合側は最高裁に上告したようですが、同様の結果になることは今までの審理経過から疑いがないと思います。

執行部員と組合員に

考えてほしいこと

① 元組合員としての感想

判決に書かれた事実経過を見ると、被告藤澤氏らの判断や行為は、あまりにも幼稚で不当であることに唖然としました。と同時に情けなく、憤りを覚えました。

判決は「明らかに不公平な手続」『中央執行委員会の裁量権の濫用』『共同不法行為』と断定しています。このような判決を受けることになるほど、組合内部の自浄作用がない現状に、元職場委員としての自戒も含め、恥ずかしく、ま

た悲しくなりました。

巷には、藤澤洋二氏の宗教や所属する団体を問題視する声もありますが、筆者は全く関心がありません。全ての海員組合員は、その宗教や所属団体、思想や信条、人種、性別、門地の如何にかかわらず平等です。従って、藤澤氏についても当然同様で、これは憲法に保障された基本的権利です。

また筆者は職場委員の経験から北山氏も存じておりますが、氏の思想信条や考えに組するものでもありません。

このような筆者の目で今回の判決を読んで、事態の深刻さに驚愕しました。

② 執行部員の奮起を期待する

組合は、組合長の当選無効、自宅待機命令無効に加え、統制処分無効の判決では、「船員しんぶん」への謝罪広告の掲載を命じられて

います。

現在組合には、約5万人に及ぶ非居住組合員からの組合費による資金力があり、執行部員の給料やボーナスは問題なく支給されています。多数の現場組合員が雇用不安にある中で、執行部員がわが身可愛さから保身に走り、組合内部の問題を黙認することが何時までも許されるとは思えません。

内部の問題に対して、組合民主主義による自浄作用が働かない現状を不名誉と思い、また、改めようとする執行部員が出てくると私は信じています。

しかし、上部団体である連合やITFに、海員組合の現状を是正するだけの指導力や自浄力を求めることは難しいように思います。

何故なら、連合もITFも「各(国)組合の自治権を尊重すること」を建前としていること、また大きな組合、拠出金の多い組合ほど団体内部で発言力を持つのが常だからです。

しかし、国内および海外の心ある組合活動家は、事態を極めて憂慮していると聞いています。

③ 組合員と職場委員に期待する

職場委員を含めた現場組合員は、個別企業に採用され、そこで働いて給与を得ていることから、所属会社の影響を受けざるを得ないことは元職場委員の筆者も良く知っています。

しかし、現場組合員と職場委員は、自分達の組合費で組合長及び中央執行委員・執行部員の給料を払っているのです。この点が、直接的に組合長の支配を受けざるを得ない執行部員と決定的に違うところでは、現場組合員と職場委員が、これを自覚することが、現組合長や中執の数々の常軌を逸した行為を是正させる原点です。

また、今回の判決は、「組合幹部の内紛に関するもので組合員には関係ない」という組合員もいます。

しかし、組合長の当選無効判決が、組織の内外に与える影響は甚大で、政府・海事関係団体さらには経営者に対して信用と権威の失墜となり、必然的に組合の外部交渉力の低下につながります。

また藤澤氏らの意向に反対、もしくは批判的な執行部員や組合事

務職員が、次々に解雇や降格、左遷をされているように思えます。

このような人事は執行部員や事務職員を委縮させ、極端なイエスマンだけの組合になりかねず、早晩、民主的な組合の自壊を招くのではないかと危惧しています。

④ 個別企業の立場

現職の組合長の当選無効について、企業が介入しコメントすることは法的には不当労働行為です。

しかし、法的に無効とされた組合長との労働協約が正当化されるかどうかは疑問です。

また、そのような組合長をヘッドにおく弱みをもった労働組合は、企業にとって組み易い有利な相手であることは間違いありません。

従って、混乱している組合と対峙する企業としては、組合内部の問題だとして不介入、現状を放置する立場となり、このことが職場委員の言動に影響を与えているように思います。

しかし、従業員が違法行為を続ける労働組合に所属していることで、荷主などの取引先や株主からコンプライアンスやガバナンスの

観点から、厳しい指摘を受ける可能性も大きいと思います。

また、裁判所から違法行為を指摘されているのは組合であって企業ではないとしても、そのような労働組合と労使関係を持つことは、企業の社会性の観点からも、見て見ぬふりが許されない事態まで起きているのではないかと思われます。

当選無効の判決の核心点

今回の当選無効判決の核心は、現職組合長らが対立候補の組合員に対して、大会への入場を拒否して意見発表の場を奪いながら、大会の場で中傷罵倒するなど数かずの不利益を与えたこと。それが対立候補者の権利を侵害した不公平な選挙として、当選は無効と判定されました。

組合長を始めとする『中央執行委員会の裁量権の濫用』により、一組合員の権利を侵したことが、最も批難されると思います。

① 現海員組合に自浄性なし

裁判の場で藤澤氏らは、労働組合内部の意志決定について、『一般

市民社会とは別個に自律的な規範を有する特殊な部分社会』であるので、裁判所が法律を適用して是非を判断すべきでない主張しました。これは、労働組合の中では一般社会にないことも許されるかのような主張です。

しかし裁判所は、労働組合に関する通常の団体以上に組合員の平等な取扱いと公正な多数決原則によることが強く要請される』と判定し、藤澤氏らの主張を退けました。

② 全国大会への入場拒否

「北山氏の大会への出席を拒否してはならない」という裁判所の仮処分命令が出たにもかかわらず、藤澤氏らは入場を拒否することに、裁判所の命令を反故にしました。この点を判決では、大会資格審査委員会による『本件入場拒絶は、明らかに裁量権の濫用に当たる』と手続きの違法性を明らかにしています。

また、判決は、『資格審査委員会が、中央執行委員会から独立して原告の入場の可否について実質的に決定したとは認め難く、それを

実質的に決定していたのは、被告藤澤及び被告大内を中心とする中央執行委員会であると認めるのが相当である』と藤澤氏らの関与を認定しています。

③ 立候補者への重大な違反

2年前の選挙時に組合長であった藤澤氏は、全国大会前に「次期組閣案」を記者会見で発表しました。また、全国大会の席上で自ら組合運営について所信を述べる機会が十分にありました。

しかし、他方の北山氏は、全国大会に出席を強力に拒否されたことから、大会席上で所信を述べることも、投票権のある全国委員と接触すること（選挙運動）も不可能でした。この事実は、現職の組合長へ対抗する立候補者にとって明らかに不公平であり、公平な選挙手続きの重大な違反です。

④ 一方的な中傷の違法性

3年前に松山市で開催された全国大会で、被告大内氏は「リングが腐った。あるいは腐りかけたから周りを腐らすガスが出る」など、北山氏の大会入場を拒否する中で一方的に激しく批難しました。

この点について判決は、『原告が本件組合長選挙に立候補しているにもかかわらず、原告不在の下で原告に反論の機会を与えないまま、全国委員らの面前で中央執行委員会側が一方的に原告を批難した上で選挙に臨むというのは、明らかに不公平な手続きといわざるを得ず、少なくとも、原告を出席させ、反論の機会を与えるべきであったというべきである』としています。

⑤ 入場拒否による選挙への影響

大会入場拒否の選挙への影響について、判決は、『原告に対する全国大会への入場拒絶は、本件全国大会が初めてではなく、被告藤澤らが（自らの主張が幾度も裁判所により否決されているにもかかわらず）、このように頑強に原告の入場を拒むこと自体が、原告を出席させることにより得票に多大な影響が出ることを懸念した結果とも考えられるところである』と大会入場の拒否は選挙結果に重大な影響があったことを認めました（傍線は筆者。以下同様）。

これは、裁判所の権威、裁判官の職業上の誇りを現海員組合が無

視していることに対して、強い怒りと嫌悪感を示すものです。

⑥ 本末転倒の組合主張

判決は『本件選挙を無効にすることによる被告組合とその取引等利害関係に与える影響の大きさに ついても主張するが、そのこと自体が選挙の瑕疵に影響を与えるというのは本末転倒と言うべきである。』として、組合側の主張を激しく批難しています。

北山氏の統制処分

無効判決について

中央魚類と組合との訴訟において、北山氏が会社側に味方して資料提供し、組合に対して悪質な背任行為を行ったとして、全国評議会は、北山氏を「期間を定めない全権利の停止」の統制違反処分としました。（平成23年1月25日付け「船員しんぶん」）

しかし、東京地裁および高裁で、北山氏の統制処分は無効であり、賠償金2百万円の他に機関紙「船員しんぶん」紙上で、謝罪広告を掲載せよとの判決が下された。

地裁判決（高裁も同趣旨）は、『原告に無効あるいは不法行為に該当する処分を行って、被告組合に損害賠償責任を発生させた被告藤澤及び被告組合に不法行為による損害賠償責任を発生させた被告大内の行為が統制違反として処分の対象となりうることを認識して

いることは明らかというべきであつて、これに対する統制違反処分の検討を行うことなく、無効かつ違法な本件処分を行って原告の組合員としての権利行使を阻止しようとするのは、被告組合内における民主的な手続きによって、原告からの被告藤澤及び被告大内に対する責任追及が行われることを懸念してのこととしか理解できないものである。』と判断しました。

判決は、北山氏よりも、藤澤氏や大内氏などを統制処分の対象であることを明快に述べています。

このように裁判所から指摘されて、現場組合員や職場委員、そして組合執行部員はどう思うのでしょうか。組合内部の自浄能力が発揮されることを期待します。

（8月31日。元職場委員）

資料・東京地裁判決（抜粋）

『組合長の当選無効』

① 組合民主主義の原則について

『しかしながら、そもそも労働組合は、憲法28条ないし労働組合法により外部（使用者）ないし内部の構成員（組合員）に対し強力な権能を認められた団体であり、それ故に、その運営については、むしろ通常の団体以上に組合員の平等な取扱いと公正な多数決原則によることが強く要請される（いわゆる組合民主主義の原則）。』

『一律に司法審査の対象とならないということは有り得ないから、被告らの上記主張は失当である。』

② 腐ったリンゴ発言について

『全国委員からの質問に対して、原告の行状に關し述べた上で、「もっと汚いことをやった。でも言うのはやめる。リンゴが腐った。あるいは腐りかけたから周りを腐らすガスが出る。彼はそういう人間で、怪文書騒動になり、さまざまなことをやり現在に至った。組合費で給料をもらいう立場の人間がそういうことをやっていいのか。従業員ではない。そんな人間は組合員の利益に反する背信行為だと判断した。」とまで述べている。』

③ 全国大会出席の意義について

『逆にそれであるが故に現職の常任役員ではない立候補者にとつては、全国大会の場での議論に加わることや、同大会期間中の全国委員との私的なコミュニケーションをとることが、正に選挙運動に代わる場としての機能を果たしていたということが、被告組合が全国規模の職種別労働組合であり、立候補者と全国委員の必ずしも面識があるわけではなかったことや、立候補者の届出締め切られるのが全国大会開催中であることに照らすと、現職の常任役員ではない立候補者にとつて、選挙の実施される全国大会は、自らの組合運営に対する所信や考え方を伝える重要な場であったことは容易に推察される。』

『全国大会の実質的な意義をこのように理解しないと、全国大会において職務の遂行度アピールすることができず現職の常任役員を不当に利することになる。（中略）現職でない立候補者には、これに対抗して何らかの形で全国委員に自己の所信や考え方を伝える場が必要であり、それは全国大会の場しか考えられない。』

④ 北山氏の反論の機会喪失

『原告が本件組合長選挙に立候補しているにもかかわらず、原告不在の下

で原告に反論の機会を与えないまま、全国委員らの面前で中央執行委員会側が一方的に原告を批難した上で選挙に臨むというのは、明らかに不公平な手続きといわざるを得ず、少なくとも、原告を出席させ、反論の機会を与えるべきであったといふべきである。詳細な事情を知らない全国委員からすれば、このような本件全国大会でのやりとりを通じて、原告について、全国大会に出席することを許されない立候補者という認識を植え付けられるのであり、不公平な手段で原告にハズレ負けさせた上で本件選挙に臨ませたといわざるを得ない。』

⑤ 藤澤氏らが入場拒否を決定

『資格審査委員会において実質的に原告の入場資格について議論がなされた形跡もないし、（中略）このような点にかんがみると、資格審査委員会が、中央執行委員会から独立して原告の入場の可否について実質的に決定したとは認め難く、それを実質的に決定していたのは、被告藤澤及び被告大内を中心とする中央執行委員会であると認めるのが相当である。』

⑥ 入場拒否の選挙への影響

『本件全国大会においては原告の解雇に関する問題についても論議がな

されており、原告不在の状況で、中央執行委員である被告大内により、原告に対する一方的な批難がされているもので、原告に反論の機会を与えることなく議論がなされていることや、このような議論を通じ、全国委員らに対し、原告に關し、全国大会への出席も許されないような問題のある立候補者であるとの印象が植え付けられたことが、上記のような得票数の差につながったとも考えられる所である。また、原告に対する全国大会への入場拒絶は、本件全国大会が初めてではなく、被告藤澤らが（自らの主張が幾度も裁判所により否決されているにもかかわらず、）このように頑強に原告の入場を拒むこと自体が、原告を出席させることにより得票に多大な影響が出ることを懸念した結果とも考えられるところである。』

⑦ 組合主張は本末転倒

『なお、被告らは、本件選挙を無効にすることによる被告組合とその取引等利害関係に与える影響の大きさに ついても主張するが、そのこと自体が選挙の瑕疵に影響を与えるというのは本末転倒と言ふべきである。』

（平成24年1月24日判決）

組合の活力を取り戻すために

― 裁判の経過と組合員の思い 6 ―

全国委員・竹中 正陽 まさはる

統制処分無効の高裁判決

昨年1月全国評議会は、北山元中執に対する統制処分(全権利の無期限停止)を決定した。

その後北山氏の抗告により11月の定期全国大会で審議されたが、統制委員会の査問報告書は議場に配布されず、審議時間が制限された上、代議員の沢山の挙手にも関わらず議事は打ち切られた。

しかも無記名投票の結果を報告する際、議長は「白票」を無効票に計算した数字を報告して議場の承認を取った。組合規約では、白票は有効投票数に加えなければならず、明らかな規約違反である。「承認」の前提となる数字に誤りがあった以上、「承認」自体が無効であり、議長は正しい数字を報告して再度議場に測らなければならなかった。労働組合の議事決定は、規約に従った厳格な手続きが求め

られるからだ(組合民主主義)。

その後代議員が、白票は有効票として計算する規約条文を読み上げ、計算をやり直すよう求めたが、議長も本部役員も無視した。

規約では、統制処分を決定するためには、有効投票数の3分の2以上の賛成が必要で、規約通り計算すれば、必要数をわずかに1票上回る僅差だった。わずかに1票差ではみつともないと思ったのかも知れない。

何人かの代議員が大会で発言したように、この統制処分には最初から無理があった。

第一は、統制委員会が規約にある本人の査問を行わず、「事理明白」と勝手に解釈したこと。

第二は、北山氏が経営側に渡したとする資料は、本人が渡したのではなく、組合の漁船部長や総務部長の要職にあったOBが渡したらしいこと。しかも組合は、その

OBから何も聴取せず、「勝手に」北山氏の仕業と決め付けたこと。

第三に、北山氏の罪状を示す証拠は、別の裁判(中央魚類との未払い労働債権訴訟)の経営側役員の証言記録であること。敵対する相手の証言をそのまま正しいと認めることは通常ありえない。大会で私達が指摘した通り、この皆さんの処分は本年1月の東京

海運水産ニュース

統制違反処分、二審も無効

東京高裁 元海員組合中執が勝訴

全日本海員組合が決定した「全権利無期限停止」とする統制違反処分は無効だと、元中央執行委員の北山等氏(60)が処分無効の確認と慰謝料を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は22日、処分の無効を確認し、200万円の慰謝料の支払いと海員組合の機関紙「船員しんぶん」に謝罪広告の掲載を命じた一審東京地裁判決を支持、海員組合側の控訴を棄却した。

加藤新太郎裁判長は、北山氏が統制違反とされた行為について北山氏が海員組合と係争中の中央魚類関係者と接触した際、会社側が有利に働くような情報を提供をしたと認めることはできず、「反組織的な行動」「悪質な行為」は存在しない」と認定した。

統制委員会の査問手続きは、北山氏を喚問しないで行われ、山氏を喚問しないで行われた統制委員会の手続きには瑕疵(かし)があると評価するものが相当とされた上、統制違反処分について「本件処分が無効で違法なものである以上、共同不法行為者としての責任は免れない」と指摘、藤澤洋二組合長らの責任にも言及し海員組合側の主張を退けた。また、慰謝料について加藤裁判長は「処分に至る手続きや経緯、処分の内容などを総合的に考慮すると、北山氏の精神的苦痛を償うには200万円の慰謝料が相当」と結論付けた。判決によると、現場組合員の未払い労働債権の取り扱いは、現場組合員組合との間で争われた訴訟で、北山氏が会社側に味方して資料提供したのは組合に対する明白な反組織行為で、組合の名譽を傷つけ

◎ 共同通信社 紙面サービス室
〒105 7201 東京都港区東新橋一ノ七ノ一
☎ 〇三(六)二五(二)八四一五

地裁判決で無効とされ、200万円
の慰謝料に加え、船員しんぶんへ
の謝罪広告の掲載も命じられた。

判決は、「被告組合に損害賠償責
任を発生させた被告藤澤及び被告
組合に不法行為による損害賠償責
任を発生させた被告大内の行為が
統制違反として処分の対象となり
うる」とまで述べている。

去る8月22日、東京高裁も地裁
判決を踏襲し、統制処分無効の判
決を出した。組合と組合長ら役員
は最高裁に上告したが、提訴以来
わずか1年半程のスピード判決は、
最高裁においても覆る可能性がほ
んど無いことを示している。

高裁で組合側は、4人の法律顧
問を含む9人の大弁護士を組織、
本部と関東地方支部から10人以
上の傍聴者を動員して、藤澤組合
長の証言を求めたが、裁判官は、
「時間延ばし」と言下に却下した。
大弁護士も、執行部の傍聴動員
も全て組合費の無駄使いであるこ
とを、組合幹部はどう弁解するの
だろうか。

岸本恵美さん裁判

組合本部事務職員・岸本恵美さ

んの裁判は、依然として準備書面
による論戦が続いている。

6月に提出された書面では、組
合は前言をひるがえし、「原告が2
011年3月に起きた東日本大震
災に関するニュースを見ていた点
については、問題としない」と従
来の主張を変更した。この結果、
東日本大震災のニュースを見た時
間は「パソコンの私的利用」に当
たらなことが明らかとなった。

また、岸本さん側の「求釈明」
に対する組合の回答拒否（回答で
きなない？）は5項目に上ることが
明らかになった。

①配転処分発令前に松浦中執が詰
問した、「1千万円は下らない背
任行為」の根拠は何か？

②配転処分発令前の4回の「対話」
についての録音テープの提出。

③パソコンの私的利用も一つの理
由として処分されたという事務
職員の労働審判の結論は？ 和

解したとすれば和解の内容は？
④岸本さんが育児休暇中に、同じ
パソコンを操作していた派遣ス
タッフのパソコンログの提出。

⑤東日本大震災に関するニュース
等が私的利用にカウントされて

いる。比較のため、プライバシー
の観点でも問題がないと考え
られる組合長、副組合長の昨年
3月のパソコンログの提出。

去る8月24日の第7回弁論で
裁判長は、「9月27日の組合長当
選無効裁判の高裁判決の結果を見
て、組合側に回答を求めるか、裁
判所の見解を出す」旨表明したと
のことである（岸本恵美さんを励
ます会ニュース5号、6号）。

次回10月5日に示される予定
の裁判長の見解が注目されている。

1ヶ月早い組合大会

例年11月に開かれてきた組合
大会が、今年は1カ月早い10月9
日から発表された。

早めた理由は公表されていない
が、今年1月に出された「組合長
当選無効判決」にあることは明ら
かで、大会前に判決が確定するこ
とを恐れたのであろう。

仮に大会前に組合長の当選無効
が確定すれば、藤澤氏は、組合長
として大会に出られないどころか、
60歳の定年を過ぎていたため執
行部員でもなくなり、大会に出席
することすらできない。組合長不

在のまま大会を迎えるみっともな
い事態になれば、その責任も問わ
れることになる。

更に、定年を過ぎた執行部員は
常任役員、顧問等を除き、組合員
でなくなるため、次期役員選挙に
立候補することすらできない。

従って、大会前に判決が確定す
るか否かは、藤澤氏にとって死活
問題だったのだろうと推察する。

一方我々組合員の側からすれば、
大会を1カ月早められた結果、従
来踏襲されてきた組合の日程は大
幅な変更を余儀なくされ、随所に
きしみが生じている。

その第一は、全国委員選挙投票
期間の短縮である。

当初の選挙告示では、投票期間
は8月17日までだった。しかし、
いつのまにか8月1日までに変更
された。国内部委員会等で質問が
出たが理由の説明は一切ない。

第二は、活動報告、活動方針案
等の大会書類の作成と配布の遅れ
である。以前は大会の2ヶ月ほど
前に方針書が一般配布されていた
が、今回現場代議員に届けられた
のは8月末から9月初旬、中には
地区大会の2日前の9月5日に受

け取った例もある。これでは「大衆討議」の時間がなくなる。

第三は、意図があつてのことか、各地区大会の日程を異常に早めた結果、地区大会の意義を損なわせてしまったことである。大会より1カ月以上も前の9月6日から7日にかけて多くの地区大会が開かれた。方針案配布からわずか数日で、方針書を読む十分な時間がない。これでは各船内の論議を集約した結果を修正案にまとめ、地区大会に提出することはほとんど不可能だ。

大会を1カ月早めた弊害は計り知れない。

全国委員選挙への苦情

全国委員選挙規則では「不測の事態が生じた場合は、中央選挙委員会、中央執行委員会の承認を得て、その日程を変更することができる」とし、「遅滞なく、その理由とともに告示しなければならぬ」とある。

しかし、選挙日程が大幅に早められたにもかかわらず、「理由を付した告示」は行われず、どんな「不測の事態」があつたのか、我々組

合員は何も知らされていない。

この点私は、6月に規約に基づく苦情申立を行ったが、選挙委員会の回答は以下であつた。

『1月31日付船員しんぶんに掲載した選挙告示の選挙日程を記した箇所のうち、最後の行の「当選人決定告示2012年9月10日(月) 予定」の「予定」という文字は、選挙日程の全てに掛かるものである。紙面のスペースが足りなかつたため、最後の行の下に入れざるを得なかつたにすぎない。この選挙日程は、あくまで全て予定であり、その後中央選挙委員会で決定した結果を中央執行委員会の承認を得た上で3月31日の船員しんぶんに掲載した。従つて、全国委員選挙規則の「日程の変更」には当たらないので、理由を付して告示する必要はない』

しかし、選挙告示の「予定」とは、あくまで当選人発表日のことで、開票作業には不測の事態もあるため、以前から発表日を「予定」として告示してきたものである。

また、国政選挙の例を見れば分かるように、候補者届出日、投票日が「予定」という選挙告示はありえない。告示された候補者届出日、投票日はあくまで「決定」であり、天変地異等による不測の事

態が生じた場合には変更することもありうる。

仮に1月に告示された選挙日程が全て「予定」にすぎないとしたら、「決定」した日程を再度組合長自身が告示しなければならぬ。なぜなら告示は、規約上組合長自身が行わなければならないからである。

このような組合規約を無視した勝手なやり方に対し、私は本部に苦情再申立を7月に行なつた。

ところが本部中執企画室に何度催促しても、「回答日は未定。回答するか否かも未定」の返事だつた。

組合規約では、苦情再申立に対しては、「かならず文書による回答が送られる(規約101条)」ことになつているが、この規定も無視された。そこで8月末の全国評議会に対して、苦情再申立したが、これも無視し、苦情の存在すら報告されなかつた。

私は、外航会社を退職後、組合に個人加入して内航船に乗つてきた。今回、全国委員選挙の投票用紙が送付されなかつたので選挙委員会に申し立てたところ、「企業に在籍中の個人加入組合員は投票権

がない」との回答であつた。

規約では個人加入を含む完全資格組合員は、「規約に従い一般投票や組合の各種選挙投票を行う(17条)」権利が認められている。

私はこの件も合わせて苦情申立を行ったが、同様に無視された。

本組合には離職者をはじめ数多くの個人加入組合員が存在し、未組織会社に在籍する個人加入組合員に対するケアは、「未組織の組織化」とつて最重要課題だ。

未組織対策は組合の浮沈にかかわることを組織全体で再認識する必要がある。

現場重視か幹部主導か。

本末転倒な規約改正

労組法5条は、「連合団体である労働組合又は全国的規模を持つ労働組合にあつては、その役員は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票により選挙されること」と規定している。「同盟罷業」と「規約」についても同様の条文で「代議員の直接無記名投票」を義務付けている。ここで重要なのは、直接無記名

投票が義務付けられているのは、「役員」「同盟罷業」「規約」の3点のみで、「活動報告」「決算報告」「活動方針」「予算」は義務付けられていないことである。

ところが今大会に提出される規約改正案は、労組法への整合を理由に「代表指名制度の廃止」を揚げ、一方、従来から批判的であった委任制度を温存している。

「現場代表である全国区や企業区選出の代議員が、執行部員に委任できる制度はおかしい。結果として多くの執行部員が2票持つことになり、執行部優先で物事が決まり、現場に軸足を置く方針に反する。現場は現場に、執行部は執行部にしか委任できないようにすべきだ」というのが、従来の委任制度への批判だ。

一方、代表指名制度の目的は、乗船などで出席できない組合員が同僚の組合員に代行させること。船員の特殊性ゆえの、本組合になくしてはならないものである。

できるだけ多くの現場組合員が大会に出席できるよう望むなら代表指名制度の廃止はできないはずだ。「役員」「同盟罷業」「規約」の

投票ができないようにすれば良いだけで、廃止する必要は全くない。

被代表指名者が、活動報告や活動方針の論議に参加することは労組法と何ら矛盾しない。

現場重視を考えれば、むしろ委任制度を縮小すべきで、代表指名を廃止するのは本末転倒、現場主義を捨てて幹部主義に後戻りすることになる。厚労省からの指摘を利用し、労組法に抵触する部分と、そうでない部分を混同させる手法を代議員は見破る必要がある。

また、会計監査2名のところを、「1名以上」と、実質減員する必要があるどこにあるのか。本来会計監査は、執行機関から独立した見識を持ち、大切な組合費の使途について厳格に監査しなければならぬ。その会計監査が1名になれば、ミスや見逃しの恐れが生じる。従って会計監査の減員につながる規約改正は時代の逆行である。

更に、規約5条を変更して顧問を組合員から除外する必要性も全くない。顧問が役員選挙に立候補するのを防ぐことが目的とすれば、それこそ幹部の保身のための規約改正と言われかねない。

清水地区大会の決議案

最後に、9月7日静岡支部で行なわれた清水地区大会で、絶対多数で可決され、大会で論議することになった決議案と修正案を紹介する。組合運動にタブーはないので、全国大会で自由闊達に意見を闘わせ、組合を良い方向に導いて欲しい。

(9月20日)

共同不法行為を行なった常任役員全員の統制処分を求める決議

本年1月27日東京地方裁判所は、北山等元中央執行委員に対する統制処分(全権利の無期限停止)は無効と判決した。同時に、本組合ならびに常任役員全員が連帯して計200万円の慰謝料を支払い、船員しんぶん紙上に謝罪広告を掲載するよう命じた。また、8月22日東京高等裁判所も本組合ならびに常任役員全員の控訴を棄却し、同内容の判決を下した。

北山元中執に対する統制処分は、2010年11月30日に中央執行委員会が発発したことが発端である。その後統制委員会は、本人の喚問を一度も行なわないまま全権利の無期限停止を全国評議会に勧告し、処分が決定され

たものである。

判決は、中央執行委員会の「意思決定の結果として、本件処分がされたものであって、本件処分が無効で、違法なものである以上、共同不法行為者としての責任を免れない」として、中央執行委員会の告発を「共同不法行為」と断定している。

組合規約第105条(統制違反として処分の対象となる場合)では、「組合員に被害を与えた場合」、「組合員を傷つけるようなうその告発をした場合」は処分の対象となる。一組合員に対して、常任役員が共同して「不法行為」を行なったことは、まぎれもなく統制処分に値する。

嘘の告発により組合員を傷つけ、被害を与えた常任役員全員に対して、重なる統制処分を求めるものである。以上決議する。

【提案理由】

常任役員も一組合員も、規約の下平等である。常任役員に対しても、統制処分の規定は厳格に履行されなければならない。

組合員に対して不法行為を働き、大きな被害を与えたことが司法の場で明らかになった以上、当該行為を行なった者を統制処分することは当然である。

(32頁に続く)



なぜ船に?.

なりゆき。専攻科の入試に落ち、その辺のコンビニとかで働いて適当に生きようと思っていたら、先生から「行く所がないなら船に乗れ」と内航の会社を紹介された。漁船や外航は眼中外。携帯は通じないし航海も長いから。水産高校に入ったのは成績が悪くて、他に入れる高校がなかったから。家から近くて通うのも楽だったし。結局ただのズボラなだけっす俺は。親戚も友達も回りは皆な馬鹿ばっかり。まともな仕事

現場船員インタビュー 今どきの若者

についてる奴はほとんどいないっす。

学校の授業だって英語や数学になると分らないから、途中でチャチャを入れて終わり。まともに勉強した覚えがない。グレたのがないといころは良かったですね。

辞めた理由

前の会社は乗組員が百人位で、5千キロの黒油タンカーの甲板手。基本いつも同じ船で5年近く居た。休暇中の給料、ボーナス、退職金もあって条件に不満はなかった。

辞めたのは、たまたま499のカーゴに応援に行きマカナイをやらされたから。飯なんか炊いたこともないし、おかずも作れないのに、若いという理由でマカナイ。スーパーに買出しに行つて見よう見まねでやつと作つても、マズイ。食えないって毎日嫌味たらたら。年上ばかりで話も合わないし、言葉攻めに耐え切れなくて、「辞めさせてもらいます」と自然に出た。

先のことを考える余裕はなかった。陸の仕事を探したけど、一番良いので1日1万円の内装工事。それも毎日あるわけではなかったし、結局生きていくには船に乗るしかないから、高校の先生を通じてこの会社に来た。

この会社はボーナスもなく給料は安いけど、陸でこの給料はどうも無理。今は一生船員で行くしかないと腹をくくった。

水産高の同級生は?.

同期は航機30人入学して25人位卒業。船に乗ったのは半分で、5年後も乗っているのは5人かな。馬鹿ばっかりだから、後先考えずに辛かったらすぐ辞める。

若者が辞めていくのは結局根性がないから。この仕事を安易に考えすぎ。自分も含めて。

実習船で遠洋航海に出て朝早くから夜11時くらいまで漁をしただけで、船はイヤと言いだすのが沢山いた。前の会社で、仮ベースで上陸して、辞めたくなくてそのまま故郷に帰ったのもいた。

昔のように人数が多ければよいけど、会社はマネー第一でそんな

余裕はないし、同じ年代が船にいないから話題も合わない。

それと人間関係。何かあるとすぐどなり散らす上司や、無理やり酒を飲ませたり、同じ説教ばかり毎日聞かされたら誰でもイヤになる。仕事のない時くらい部屋で独りにさせて欲しい。顔を合わすと何か言われるから、なるべく食堂には行かないようにしている。

船での楽しみ・苦しみ

船内の楽しみはゲーム。任天堂の3DS、ソニーのPSVITAとか3種類持つて乗船する。今ハマっているのは、ギルティギアやブレイブルーの対戦もの。ゲームをしている時が一番癒される。

DVDは洋画やアニメ、ドラゴンボールやワンピース。アダルト物は余り見ない。

アダルトはもっぱら携帯電話の動画サイトで、JK(女子高生)だけ、JJ(熟女)はキラライ。携帯電話の容量一杯の15Gまで保存している。毎日朝晩欠かさず一コキして寝るだけっすよ。

たまに仮ベースで上陸する時もゲーセンへ直行して、コンビニで

少年ジャンプを買って帰る。

酒はきらいだし、翌朝早いから上陸しても飲みに行きたくない。前の会社で強引な上司がいて居酒屋の後、無理やり風俗に引っぱり込まれそうになったけど断った。

女性と話すことが苦手だし、「女を買う」なんて考えられない。

休暇中に会社の人が学校に来た時、無理やりオッパイバブに連れて行かれたのが1回あるだけ。

しゃぶりついている時は癒されたけど、頭の中は苦痛で一杯、早く解放されたかった。どこかに女性に嫌われたくない気持ちがあった。嫌がることはしたくない。商売でも本当は触られるのはイヤなはずだから。チ●ポが立つ前に理性が立ってしまうから、風俗には全く行く気がしない。

今の会社は無理やり誘う人がいないから、独りで上陸してゲーセンに行けるだけ良いですね。インドア派なんっす俺は。

乗船中は船に乗った時から、カレンダーを見て下船の日を考えている。「早く島に帰ってエ」って無意識の内に湧いて来てしまう。休暇になっても何をすってわけじ

やなく、友達とつるんでドライブとかカラオケや泳ぎに行くだけ。

休暇中は乗船のことが頭の片隅にあつて、本当には楽しめない。この気持ち分かってもええます？

目の悩み

今は上級海技免状に受かるかどうかで頭がいっぱい。旅費と寮費で50万円かかる講習を予約したから。何としても通りたいけど、生まれてこの方、勉強らしい勉強をしたことがないから正直不安。

あとはやっぱり女。正直彼女が欲しい！結婚して子供も欲しい。従兄弟も両親も俺の回りはカスばつから、まともな子供を育てたい。地元のケバイ顔グロギャルには拒否感で、大和なでしこ風はやさしい女性が好き。でも付き合う機会はないし、話し方も分からない。成人式でフラれたトラウマかも知れない。

せっかく金を稼げるようになったし、小さい時に親が離婚して、これまで楽しい思いをしたことがないから、独身も楽しみたい。やりたいことは一杯あるけど、イザとなると中々手がつかない。

嫌いな上司

嫌いなのは何と言つても「過重労働」。せっかく中1日の航海でゆつくりできると思つても、朝の4—8直が終わった後、昼間ずっとカンカンとペン塗りで、そのまま夜の当直に入る時は最悪。毎日入出で2ヶ月も仮バース（11上陸）がないんだから、そういう時くらいゆつくりさせて欲しい。無駄な使い走りばかりさせて、部下に対する配慮のない人は嫌い。

荷役バースで岸壁に上るのに手摺りをまたいだら、「タラップは何のためにあるんじや」と怒鳴るくせに、自分は堂々と近くの手摺りから上がる。そういう言動が一致しない人はイヤ。それと、酒とか風俗を強制する人。

個人生活に干渉しないで欲しい。仕事に厳しいのは何でもないけど、細かいことで、うじうじケチつけられるのはウンザリ。

船と離れたい

飯とか娯楽とかは今のままで十分。エンジン音とか振動もしようがないし、慣れたから苦にならない

い。でも部屋が狭いのだけは何とかして欲しい。3畳ちよつとの部屋にベッドとイス・机に冷蔵庫だから、ペットボトルのダンボールや荷物で足の踏み場もない。せめて4畳半位欲しい。

あとは携帯の電波が何処にいても届くこと。現状5マイルも離れたらダメだから。月額定額制に入っているけど、入港中だけ通じて、荷役で忙しいから船員は損をしている。

動画を見るのも携帯だし、携帯ネットさえ通じればパソコンのインターネットやメールは要らない。

将来の夢

できれば3級を取って、もっと良い会社、「正規」の会社に入りたい。いまの会社も期間雇用じゃないから一応「正規」だけど、休暇中に給料があつて、ボーナスや退職金もある会社に入りたい。

そういう安心できる会社に入つて結婚して子供を育てたい。小さい頃に両親が離婚して家庭崩壊、おばさん1人に育てられたから、なおさら家庭に憧れる。

(2012年8月収録)

育成：時代への逆行

里山

望のぞみ

― 檣舞台に立つ ―

入港スタンバイ。「ドルフィンまでの距離約50m」、チーフの声がスピーカーから聞こえる。

船首では甲板手がブルワークへ上がる。そしてハンドレールに足をかけ、先取り用のレッドを手にして構える。

昔から変わらない風景。そこは腕利きたちが立つ甲板部の檣舞台だった。狙い澄ました場所へレッドを落とすテクニク。40尋60m、誰にも真似できない飛距離。

若造の私がいくら振り抜いても、遠く及ばない力量の差。彼らの背中が私を見ていた。自在になるまで毎日が鍛錬だった。

レッドラインが風を切りビュンビュンと唸る。絶妙なタイミングで放たれたレッドが綺麗な放物線を描き岸壁へ着弾する。この胸の高鳴りは歯を食いしばった者しか

味わうことができない。たまに狙いすぎて失敗し、船長の怒鳴り声でオモテがチリジリになった記憶は、接岸というシナリオから生まれる小劇場だ。

今はその小劇場に刺激的な役者の姿はなく、ざわめきもない。「確実に届くようになってから投げます」と若者。「そうだね」と返すチーフ。これも時代の流れだろう。

― 募る苛立ち ―

知らぬうちに若者の感覚が掴めなくなった自分に気がついた。

「僕ではありません」、若い船員の口からスルツと出てくる。不具合を今まで気づかなかったのかと聞いたせば、「以前から気がついていました」と悪びれるふうもなく返ってくる。

だったらチーフに知らせるなり自分で直すなりしろと注意すれば、気持ちよく「すみませんでした」

と答える。私の拳の中の苛立ちは何なのだろう。

他にもある。これおかしいだろう？「今までがそうでした」。お前

自身はおかしいと思わない？「考えたことがあります。それに何も言われていませんから」。

こいつは便所でウンコしても拭かないのか……。若者が「ウオシユレットですから」と言った瞬間に私はぶん殴るつもりだ。



船首からレッドラインを投げる若者

― 余裕のない時代 ―

決して私は毎日怒っているわけではない。休暇中は一緒にスノーボードしたりもする。彼らは若者特有のアグレッシブな感覚も持っていて私の若い頃と変わらない。要は自分の視線の先にあることへの意識の違いだけだ。

彼らに共通するのは仕事と自分の距離がはっきりしていること。具体的には誰の責任かという点を非常に気にするが、それ以外は見て見ぬふりができる。自分自身の考えを表面に出さないから彼らの扱いに私は戸惑うのだろう。

ゲレンデで並んで滑走した後は、仕事に戻っても流れが読めるようになる。それはオッサンにもまれた影響が少なからずあると思う。

幼い頃から優劣を付けない仲良しクラスで大きくなり、大人に本気で怒られた経験が足りない。さらに世の中が権利優先で窮屈になり、大人たちから皆で近所の子供たちを守り育てる習慣を奪ったのも原因ではないだろうか。今では他人の子供を叱ることすらできなくなった。

— 育てる土壌 —

私の甲板員時代は、「また勝手にやりやがって」といつも怒られてばかりいた。

私は、「今まで通りにやれ！」と言われるのに反発して、もつとい方法はないか意地を張った。ボースンは烈火のごとく怒ることもあつたが、「そのやり方はなかなか良いな」と褒めてくれた。

だから、怒られた回数は可愛がられた回数に等しいと思う。隣にいる呆れ顔の先輩の目も優しくかつたし、見守られている実感があつた。それが内航の現場に欠かせない人を育てる土壌だと私は思っている。

厳しい社会情勢の中で会社自体の体力が落ち、当然人員を切り詰めた本船に余裕はない。昔と違い船員個人の能力不足は周囲の負担へ直結する。したがって、若い世代が求められるレベルもかなり高い。私はこの環境でその土壌を作らなければならないのだ。

— 現場の変貌 —

いったい何から教えるべきか。

甲板作業か荷役操作か。甲板員がいない中で甲板作業を教える時間も無い。両方同時進行が不可能な状態で、本船の試行錯誤は続いている。

ひと昔前は意地を張り腕一本で勝負する比較的ゆるい時代があつた。船長が岸壁の綱取り員の手際が悪いのには怒り、そのままウターンして沖へ出ていくような人情があつた。今はその面影すら残っていない。

安全の呪縛に支配された船内には相互通告のポスターが掲示され、全員がヘルメット、安全靴にライフジャケットがスタンバイの標準装着となつた。写真に撮つて、「海技の継承」：なんてフレーズをつけたら良いポスターになりそうな光景だ。

そんな現場を当時誰が想像し得ただろう。見てくれだけが勝負のような現実には、軽さを覚えるのは私だけだろうか。現場は中身で勝負だろうと私は叫びたい。

— リバイバル —

私は今、敢えて昔に戻してはどうかと考えている。今も私の心に

は恩師たるボースンや船長の姿がはつきりと焼き付いたまま離れない。青二才の若い心にか届かない恩師からの言葉もある。それが私の人生に大きな影響を与えているのも今だから分かる。

もし今の時代に中身の詰まつた船員が育つチャンスがあるとすれば、そんな存在に出会えるかどうかではないか。

派手な成果もなく黙々と次へ繋げていくだけの船乗りの仕事。寸分違わぬ整理整頓から始まり、妥協のない掃除。若手が常に先に立つて段取りをするスタイル。終わりのないカンカンとペン塗りが続いていく。

そして、それは誰の仕事か一目でわかる「技」がちりばめられた現場に戻してみよう。「意味がない」と若者が根を上げるくらいに。私と顔を合わせたら仕事（ノルマ）が増えると皆が逃げ回るようなら合格だ。

— 魂を未来へ —

やがてその中から心身ともに鍛え抜かれた若者が成長し、情報とツールを駆使した新しい船乗りの

形ができることに賭けてみたい。将来、船乗りが単なる船舶の運航要員と分類され、専門性が軽視される時代になりかねない。その潮流に流されず、自分は命がけの仕事に誇りを持っていきますと声を上げる船乗りを育てたい。

人材育成：：掛け声だけではなにか。本気か？自分に敢えて問う。我々は待ったなしの土俵際から目を背けてはいけない。私には彼らと同じ土俵で共に踏ん張る以外に道はない。失敗すれば、この国の海から手入れの行き届いた船が消える。周りは錆の涙を流しながら走る魂の抜けた船だけになってしまうだろう。それだけは避けた

い。たとえ船乗りが世間から認知されずとも、船は単なる道具にあらず。そんな船への愛着と波の向こうへの想いを繋いでいこう。かつて先人たちが船に命を預け、我々に託した船乗りの魂を胸に刻んで。

(内航船員)

外航船員ゼロへの軌跡

(連載・第八回) 伊藤 敏とし

第十四章 大日インベスト闘争

大日闘争の経緯

1987年緊雇対の労使中央合意を契機に中小海運の職場では一気に雇用破壊が加速する。

大手船主の庇護を受けず、雇用促進機構の事業会社になれない中小船主はいつせいに組合に対して緊急対応を迫った。その典型が「反田方式」といわれるものだ。

全員解雇(退職金清算)し第2会社へ移籍、乗船希望者は期間雇用、労働条件については緊雇対受け皿のガイドラインを更に下回る、という図式である。「反田方式」でこの全員解雇を目論んだ船主のひとつが大日インベストだった。大日インベストの前身は大日海運。日本郵船系列のオーナーとして一時は最大10隻程の船舶を所有していたが、海運不況の中、社

名通りインベスト(投資)へ経営主体を移して不動産やリース業(船舶・航空機等)を行なう。

会社は交渉の席で、昨今の海運界における1万人余剰論を持ち出し、「今さらまじめに船員を抱え海運業をやっていくことなどナンセンスだ、退職金を払えるだけましではないか」として、公然と肩叩きに乗り出した。

このような状況下の86年8月、大日インベスト名義の最後の船舶である「赤石丸」の売船と「オアシスアルタイル号」の返船問題が浮上し、赤石丸は乗組員が乗船したまま広島県常石造船所が所有するドルフィンへ係船する。

最終的に会社は、「新しい職場としてオ号の代替船を確保、赤石丸の代替船の具体化、配乗計画の早期確立」の組合提案に同意したため、オ号の乗組員は下船。身分は従来通り大日インベストの雇用と

なった(86年10・29全日海、11・1船通労との確認書)。

ところが翌11月、現場との論議もないまま海員組合神戸支部は一転して「退職者への加算金の上積み、大日が立ち上げた第二会社であるワールドワイドシッピングへの移籍、期間雇用での配乗」で合意。87年1月23日会社と海員組合は赤石丸からの組合員下船を強行した。一方、船通労は2度に行ったり同社分会員7名の投票による意志の確認を行い、1月23日から池田晃通信長の下船拒否のストライキに入った。

行動力の海員組合

赤石丸を下船した海員組合員も漫然と状況を受け入れたわけではない。2月5日午前、小雪交じりの寒風を切って東京へと向かう新幹線の車中にひとりの海員組合所属の船員がいた。大日インベスト

二機士、皆川慶一さんである。彼はいわゆる組合活動家ではないが際だった行動力の持ち主だった。皆川さんの東京での行動を追ってみる。その日の朝、仲間たちの意志を改めて確認し、午後には東京駅から芝浦の船舶部員協会と船通労へ向かい状況を説明して支援を訴え、18時には六本木の組合本部で土井組合長に面会。

組合長に対して、「返船に伴うキチンとした確認書がありながら、議論もなしに急に別な対応をして、判断の時間的な余裕も与えずに何故組合までもが移籍か、退職かを現場へ迫るのか」と質した。

組合長は内容把握のために時間がほしいと即答を避け、それでも汽船外航局長と神戸支部長との話し合いの場の設定を約束した。

2月6日10時、東京支部で他人事ではないと集まってきた主として中小労所属16名の職場委員と意見交換。出席者からは「組合は何故会社の代弁ばかりするのか」「労働組合が協定無視を認めるべきではない」「なぜ大日のような資産のある会社で船員の雇用が守れないと組合支部は判断したのか」

などの意見や疑問が出された。

13 時本部で論議した結果、外航副部長は86年10・29確認書合意に戻るべき、という皆川さんの意見に同意した。更に川村副組合長へ組合の努力を要請した後、15時に部員協会へ。そこへ神戸から駆けつけた支部長と議論、本・支部間の不統一を指摘された支部長は本部へ行き、神戸から呼ばれた担当執行部員を伴って再び部員協会へ。最終的に皆川さんは、「会社に残りたい人はあくまでも大日の船員として船へ帰る」ことを求め、支部長も努力を約束した。

2月7日10時組合本部で尾田外航汽船局長と面談。局長はそれまでの現場組合員との意志疎通の不充分さを認めた上で、今後は86年10・29確認書合意の主旨に沿って、現場組合員との十分な話し合いで解決するよう支部長へ指示したことを明らかにした。皆川さんは神戸で待つ仲間への報告のため昼過ぎの新幹線で東京を発った。皆川さんの行動力を支えたのはこのままでは退職か、期間雇用の二者択一に押し込まれてしまう、という切迫した危機感であり、共

通の目標で常石沖への回航から下船までの138日間をともに闘った通信士との一体感であった。

下船前夜の1月22日、ある海員組合員は涙ながらに「船通旁に入ってくれ、一緒に残って聞きたい」と訴えたという。

たったひとりのストライキ

厳寒の中、人里離れた常石沖の横島で海運・船員史上例のない、「たったひとりのストライキ」が大日分会の通信士の支援を得ながら始まった。

「まさか船通旁組が単独ではやれないだろう、海組が合意して従えば、ごちやごちや言っても最終的には船通旁組は判を付く、という会社の計算違いから始まった」(無線通信87年11月号・特集座談会)。「飲料水は他の乗組員が下船前に汲んでくれた溜め水を使い、トイレの水は15メートル以上も下から海水をバケツで汲み上げて流しています。照明は持ち込みのポータブル発電機、調理はLPGボンベです。会社は食べ物をおこさないで買出しも、15メートル下の岸壁をジャコップで上り下りし、



たった一人のストを敢行した大日分会

風の強い日はまさに命がけです。暖房を切られ外気と同じくらいに冷え込む鉄のかたまりには石油ストーブがひとつです。風呂も週に1、2回山道をかき分け2キロ、更に自転車で2キロ先の旅館までゆかなければなりません」。(通信士組合ニュース224号)

池田通信長のストライキは、NHKテレビ「朝のニュースワイド・中国版」の放映や神戸新聞、朝日や読売の各紙で紹介され、注目をあびるようになる。ストを知った地元、常石の人たちもいろいろと便宜を図ってくれるようになっていく。例えば「常石にある旅館・谷荘は宿泊者以外でも風呂を使えるようにし、郵便・電話等の連絡手段の確保に便宜を図って

れた。又、なじみの船食や飲食店も協力してくれた。そのうちの一人がストの話聞き、料理の指南書として『毎日のおかず百科・主婦と生活者発行』を贈呈してくれ、料理が得意ではない男たちのなかから、名コックが誕生した」(船舶通信士運動70年史より抜粋)

ストライキの収束と成果

神戸船員地方労働委員会の斡旋、その後の労使協議の合意によって池田通信長のストライキは87年10月7日終止符を打つ。スト突入以来258日ぶりの解除である。

合意内容は、①移籍会社であるWWS(ワールドワイドシッピング)での終身雇用。②WWSの株式の50%を大日に保有させ、役員も派遣させて大日の責任を明らかにし、WWSの存続及び大日による経営支援を10年間保証。③下船中の賃金は、基本給・通信長の職務手当の80%プラス家族手当とする。職位は二通士でも乗下船を通じて通信長の基本給とする。(船舶通信士運動70年史より抜粋) 船通旁が特に拘ったのは、大日の保証による終身雇用の維持と下

船中に生活できる賃金確保の2点であった。この合意は、紆余曲折を経ながらも98年3月の全員退職まで、実に10余年にわたって堅持されていく。

緊雇対合意の受け皿（雇用開発促進機構の事業会社）が雇用形態は期間雇用、下船中の賃金は有給休暇の間だけとされたことと比較すれば、格段に前進した合意内容であることはいうまでもない。

あくまでも辞めず、4年に一度と予測される乗船機会を分け合うことを選択した船通労働組合員。それは、コンチネンタル航空乗務員労組が、5名の解雇通告を受ける中で月収の半減に耐えれば5名の雇用は守れるとして、解雇撤回を勝ち取った例を彷彿させる。

ふたりの現場船員の総括

船通労働のストライキ解除からほどない10月24日、芝浦の部員協会事務所へ報告に訪れた皆川慶一さんは次のように述べた。

「移籍にしろ、労働条件にしろ組合の緊雇対中央合意が最後までたつた。6月以降、会社は一人一人の自宅を訪ね猛烈な切り崩しを

始めた。その際、会社はあろうことか海員組合が1月26日に全員移籍について合意した協定書を見せ、組合は移籍に合意しているから突っ張ってもだめと説明して回った。1月27日の全員集会では組合はこの協定には一言も触れていない。残った12名のうち5名が、もうあかんと上積みをもたらって退職したのが残念だった。第二会社移籍阻止はできなかったが、この結果は船通労働の人たちがストライキをやり抜いたこと、海員組合の7人が最後まで団結してお互いに助け合ったことにあると思う。」

10年後の退職までWWSへ残りぬいた3名の通信長のひとりである渡辺正之さんは当時を振り返り次のように総括する。

「上からの指令ではなく、自分たちで闘うしかない」と決めて始めたことも長期に及んだストを闘いぬくことが出来た要因だと思う。

当時自分は未だ若かったが、それでも勇気が要った。妻子を抱えた先輩通信士の決断には今振り返っても頭が下がる。

スト開始の最初の夜、電気も暖房も止まった寒い船室であるだけ

の毛布をかき集めてベッドにもぐったが、緊張と不安だけでなく高揚感も入り混じり、なかなか寝付けなかったことを昨日のこのように覚えている。ストライキから学んだことは、闘わなければ権利も雇用も守れないということ。理不尽だと感じたら先ず声をあげることが大事だと思う。」

人間的な連帯の復権へ

この闘争の発端は、80年12月、日尚丸の代替船の半年での返船、八洋丸の代替船確保の不履行など職場確保の約束が、次々にホゴにされた経緯までさかのぼる。決して偶発的なものではない。

「八洋丸下船の時、会社にストも出来んじやないか、やれるものならやってみるといわれた」桜田通信長（無線通信87年11月号）

猛烈な肩叩きの中での「男らしくさっさとやめたらどうだ」という挑発。「お前はダニみたいな奴だ」という侮蔑。「今この時期にストをやることは社会的に非難される」という有形、無形の圧力。

この時代、鎌田慧は「国鉄、炭鉱、造船、鉄鋼」「過員」は意識的

に作り出されている。労働運動に不足していたのは、資本主義への怒みであり、仇討ちの思想だった。だからお目こぼしの賃上げさえ拒否されるまでにナメられたのだ。

人間を解体する合理化に対置する人間的な連帯の復権は、人間的な運動スタイルでしかつくりだせない」と、書いた。（87年・労働情報・労働者への手紙・激辛の時代）

瀬戸内海の片隅で始まった「小さな」ストライキは、怨みと怒りをバネに人間としての誇りを賭けた闘いであった。団結が、雇用機会の分かち合いという思想まで高められたこと。そして、中小職場の特長である互いの関係の緊密さが生かされ、船通労働と海員の組合員同士が所属組合を超えて連携したこと。総じて人間的な連帯の復権を求めて闘った貴重な例と総括できる。

87年のこの年、重厚・基幹産業の大労組は、職場労働者への「過員・余剰」攻撃を放置したまま、全民労協（後の連合）発足へと走る。翌年から始まる金融・資産パブルは国のかたちをも変えていく。

次号に続く（元外航船員）

海風気風

語り継ぐ海上労働運動史 7

略歴

1924年：(大正13年)高知県中村市生まれ
1941年：(昭和16年)東京高等商船入学
1944年：12月日本郵船入社、海軍召集
1945年：9月召集解除
1946年：復員輸送の後、日本郵船復帰
1948年：海務学院入学
1950年：日本郵船退社、東京商船大学助手
1970年：東京商船大学教授
1987年：東京商船大学退官

主な著書

船員政策と海員組合(成山堂)
共著・海員組合の組織と団体交渉(日本評論社)
共著・海員争議と海員組合(労働旬報社)
技術革新と船員労働(成山堂)
共著・現代の海運と船員(成山堂)



東京商船大学元教授 笹木弘さん

ーなぜ船員に？

他の学校に比べ、高等商船は授業料も食費もタダ。貧しい農家の次男にとってそれが魅力だった。僕は華々しいのが苦手で、甲板

やマストで動き回るより、暖かい機関室で独りそっとしているのが好きで機関科を選んだ。戦争中の越中島は海軍式教育と船学校出。自由な気風が残ってい

て、むしろ反海軍的な性格が強かった。僕ら学生も「日章旗(商船)の下で死んでも、海軍旗の下では死にたくない」と公然と語っていた。卒業後海軍士官に直行するコースを選ぶ者は殆ど無く、行った先輩は軽蔑されていた。

僕は正期の自由な風潮が残る高知で育ったせいも、一種の反権威、反骨精神のかたまりで、鉄砲の管理がイヤで軍事学が不合格だった。当時は2科目落ちれば落第。残り一科目を寸前のところで先生が掛け合ってくれて何とか通った。商船特有の国際主義が底流にあったのが僕には幸いした。

ー海軍召集

44年の12月に卒業して日本郵船に入社。入社と同時に海軍に召集され春月か秋月だったか、「月クラス」の駆逐艦に乗艦した。

少将が乗っていたので護衛の司令艦だったと思う。燃料の油が足りず、釜山の沖に停泊したまま戦闘に出ない。ビールや甘いお菓子もふんだんにあって、士官クラスは皆な贅沢をしていた。僕は「機

関長付き」だったから、現場作業はほとんどしたことがない。ガラス越しに指図すれば、機関室にいる下士官が全てやってくれた。

だから僕は戦闘の経験がなく、戦争の恐ろしさも体験していない。艦内で戦争が終わったと知った時も、全くだっかりしなかった。商船出は士官学校出から差別されていたから、これで自由になれるし好きな本も読めるとむしろ嬉しかった。同級生を始め、沢山の人を死に追いやった戦争に対する憎しみの方が強かった。

ー戦後の乗船

敗戦後の9月、召集が解除されて高知に戻っていると、翌年1月マッカーサー命の電報で横浜に呼び出され、空母葛城に乗船。復員輸送に従事した。

横浜港に係留したバラックシンプでは待遇改善の大会議が始まっていたが、僕の船では組合運動はなかった。復員者は皆なやせ細り着のままで悲惨だった。戦場で受けた暴行への恨みから、宵闇にまぎれ上官を甲板から投げ捨

てる事件もあった。

その後巡洋艦酒匂（さかわ）で復員輸送をした後、ようやく郵船の船に戻る事ができた。

最初の船は米軍御用の小型タンカーで航路は国内だけ。僕は敗戦時から密かに考えていたことを実行に移そうと、「舷窓」という壁新聞をひとり発行した。

自由な世の中になったのだから、これからは平和のため、民主主義の日本を作ろうという拙い文を懸命になって書いた。僕は労働運動の経験はなく、海員組合に加入した記憶すらない。以来文章を書いて発表することが僕にとつての闘いで、88歳の今も続けている。

その後8千トンの戦時標準船永



空母葛城の甲板風景（本文とは無関係）

慶丸に乗船。そこで現場労働の厳しさを身をもって知らされた。

それまで全て部下にやってもらっていた僕は、荷役機械が壊れてもチンプンカンプンで直しようがない。ナンブト（No 2オイラー）の武内賢一さん（後に海員組合中執）から、「だから海軍帰りはダメ」と毎日怒られながら鍛えられた。武内さんは後に組合大会で再会、お互い懐かしかった。

一 海員組合の道について

戦後すぐ、貴族出身の東久邇宮内閣が誕生し、新時代を作るために言いたいことは何でも言えと国民に呼びかけた。

僕はすぐ、「戦争中の商船教育批判」を書いて政府に送った。越中島で小門和之助先生から教わった「海員道」の精神論に疑問を抱いていた僕は、「制度自体を変えなければダメ」という結論に行き着いていた。

永慶丸下船後の48年、海務学院に応募した。戦時中の即席教育しか受けなかった僕らの年代にとつて、思う存分勉強できる海務学院

は憧れだった。

学制改革で全国の高等専門学校が大学に昇格する中、占領軍は商船を準海軍と見なして大学への昇格に反対した。しかし、清水と神戸の高等商船の存続、上級教育機関として海務学院の新設は認められた。専攻は航海学と機関学だけだったが、戦時徴用体制が続いていたので船舶運営会から給料が支給された。

僕は機関の勉強はそこそこに、社会学や経済学に熱中した。当時校内に占領軍が進駐し、図書館の本もほっぽり出されていたから、自由に部屋に持ち帰りむさぼるように読み漁った。

食糧難が続く中で、運輸省管轄の海務学院では国鉄の自由パスが貰えるとあって法律や経済の一流の学者が講師で来ていた。僕はそこでマルクス経済学を学び、「社会政策論争」で新聞や雑誌を賑わしていた大河内一男教授の講義を聞きに東大に足しげく通った。

大河内ゼミは学生に絶大な人気で、入りたくても満員でダメ。僕は、「大河内理論は生産力ばかりで、

生産関係の視点に欠ける」という

批判文（海務学院の卒論）を直接先生に送った。ある日講義が終わると先生から呼び止められ、ようやくゼミへの参加が認められた。

後に弁護士になった山下豊二さんや運輸官僚になった藤崎道好さんは、優秀な上に僕にも増して活動的で、2人から共産党への入党を誘われたりした。僕らは学問と行動は一体でなければ本物でないと考え、大学昇格運動の先頭に立って清水高等商船に行き、学生をオルグしたりした。

その頃には、「社会政策としての船員政策、海上労働問題をやろう」と心に決めていた。

一 日本郵船退社、大学助手に

ところが、政治的なデモに行ったり、大学昇格運動で目だっていた僕は、航海科・機関科の先生から嫌われて推薦されなかった。

海員組合の小泉組合長を批判し、「要請」などというお願い路線ではダメ。船員労働の特殊性の論理的必然として、「要求」を掲げ闘う権利を船員は持つており、それな

くして船員の解放なし』、という文章の発表もしていた。

すぐさま学長に抗議が来て学校は困ったが、僕は一学生、一船員として正しいことを言ったままで、と飄々としていた。

当時小門先生は戦時中の「海員道」から脱却して、学問としての船員政策を樹立した第一人者で、船員の人間性疎外からの回復を訴えていた（日本海事振興会発行「海上労働問題」）。その小門先生が沢山の教授の反対を押し切り、僕を後継者に推薦してくれた。

授業中から先生の「特殊性論」の限界を批判していた僕を後継者にする人間性の深さ、度量の広さに敬服した。

山下さん、藤崎さんら運動仲間が大学当局に強く働きかけてくれたこともあって、僕は卒業と同時に日本郵船を退社、母校の助手になることができた。

― 笹木理論の原点は？ ―

僕の原点は、戦中・戦後の船員の悲惨な状況、軍人による民間船員に対する差別だ。悲惨な状況か

ら脱却するためには体系だった理論が必要で、船員問題の第一人者の小門先生、日本の社会政策のトップ大河内先生に就いた。

それまでの船員「理論」は船員労働の実態を表面的に分析し、改善策を国や経営者に「要請」、「提案」するものだった。船員の側から科学的根拠に基づく権利として「要求」するものではなかった。

中でも一番悪いのは、船員労働の特殊性を「やむを得ない宿命」と考え船員をアキラメさせる理論。戦時中の「国家Ⅱ船Ⅱ船員、運命共同体論」はその典型で、船と運命を共にする「海員道」を僕らは教えられた。今ではそれをあからさまに主張する人は少ないが、根深く残っているように感じる。

僕の論は、「お願い」や「世間の同情に訴える」式のものではなく、船員が基本的権利を求めて闘う際の武器になるような積極的・行動的なもの。基本的権利とは、思想信条の自由など憲法に保障されたものだけでなく、賃金や休暇など、船員職業を続けるために不可欠な全てを指す。



よどみなく語る笹木さん。自宅にて

目的は一言でいえば、「船員労働力の再生産」。再生産とは、一人の人間で言えば、日々船内で休息し明日の英気を養うこと、下船後の長期休暇により疲労から回復した乗船に備えること。

船員集団で言えば、順次若い後継者が現れ、安定した職業として日本の社会に定着すること。

ではどうすれば「船員労働力の再生産」が可能になるか？

それは、賃労働（資本主義下の雇用関係と言っても良い）下での、資本家と労働者の関係（階級関係）から必然的に生ずる闘い（階級闘争）によるしかない。

事実、再生産の水準は、各々の国々の、時々々の階級闘争の結果の産物である。

階級闘争の力関係の結果として、つまり労働者の要求とそれに対する資本家の妥協やある種の配慮の結果として労働条件が決まり、国家による船員福祉や船内設備等に関する法制も作られてきた。

ILO海事条約の批准により、国内法が整備され、労働時間が短縮されたり、居住設備が改善されるのも同じことだ。長年にわたる国際的な船員の共同闘争の成果として条約があり、それに答えなければ海運資本家は船員を雇い働かせることができないから、条約は批准され国内で法制化される。

そうすると、船員政策の理論は、時々々の時代に即した船員の要求に科学的な根拠（理論的な必然性Ⅱ自信と言っても良い）を与えるものでなければならぬ。

それは同時に、資本家に対しては、それに応じなければ経営がうまくいかないことを理解させ、国や行政に対しては、採用すべき合法的な政策を示すものである。

そういう体系だった理論が必要で、それが僕の「船員労働の特殊性論」の出発点です。

1 船員労働の特殊性論

船員労働の特殊性は誰でも口にするが、問題は、船員が権利を要求して闘う上で（労働力の再生産を実現する上で）、特殊性をどう捉えるかということ。

小門先生は、船員労働の特殊性の負の側面（離家庭性等）の改善を、人間性疎外からの解放と捉え、広く海事関係者に訴えた。いわば善意の訴えです。

それを更に進め、船員労働の特殊性を、生産関係（船という資本の上で働く労働者と資本家との関係）と、生産力（船員労働力の再生産）の両面から分析すると、色々なことが見えてくる。

生産関係の面では、船という巨額な財産が資本家の手を離れ少数の船員により海上を自由に動き回ること。これは資本家にとって実に恐ろしいことで、不測の事態が生じないよう、また船員が自らの力に目覚めないよう、若い時から手なづけて去勢する教育を行ない、船員法で船内規律や取締りを厳重にするなど手を打っている（船員

の側からすれば、船員教育の改善や船員法の改正が必要になる）。

このように船員が潜在的に大きな力を持っていることが特殊性の第一で、この「宝刀」を船員が自覚した典型が72年の海員スト（人間性回復の闘い）です。

船員労働力の再生産が首尾よく行なわれるためには、人並みな生活ができる賃金、休暇が老齢になるまで続くこと。社会全体で見れば、それが次の世代にも永続して循環する構造、つまり船員職業の再生産構造ができていなければならぬ。

再生産は、単に飯を食い寝るといふ肉体的なものだけでなく、教養・娯楽等を楽しむこと、家族や子供を育てることも含んでいる。これは人間としての権利で誰も否定できない。ここから船内における娯楽や港での宿泊設備、休暇の要求が権利として生じる。港の宿泊施設も、「福祉」でなく、船員労働の特殊性ゆえの「労働力再生産のための権利」なのです。

家族や子育てということから、時々の社会状況に応じた乗船期間

の短縮化が船主の当然の義務となり、法制化の必要も生じる。

また、船員が長年働いてきた成果として、今日の船舶技術の進歩、海運産業の発展がある。日本全国くまなく張り巡らされた航路網もそのひとつです。島国ゆえに発展してきた日本の船員職業と海運産業を今後も維持し、どう発展させるか。船員政策と海運政策を結びつける根拠がここにある。

しかし職業集団として日本の船員を見た場合、また国民生活にとって必要な海運という観点で見れば、資本の論理でズタズタにされ消滅の危機に瀕しているのが実情でしょう。

小門先生から僕が受け継いだ研究はその後、海上労働科学研究所の篠原陽一君（船員労働の技術論的考察・海流社）、雨宮洋司君（現代海運論・税務経理協会）や武城正長君（海上労働法の研究・多賀出版）が引き継ぎ、発展させてくれている。そういう意味では、僕は終始少数派の道を歩んだが、研究者としては幸福だった。

しかし今の状況は、確固とした

科学的な船員政策論、海運政策論がどこにも確立されていないことの証でもある。この点僕の非力もあって少し残念でならないが、若い船員の活動家や研究者がいずれ現れるものと達観している。

1 特殊性論と海員組合

各国の海員組合が産別組織であるのも、船員の技術・技能が企業を超えて横断的で、労働市場も広く社会的に開放されている特殊性ゆえだ。

反面このことは、労働市場を管理する職業紹介機関等が、公正公平でなければ、非民主的な差別が生じたり、船員の力が分断され弱められて、船員にとって大変なことになる。その良い例が、私的利益を追求する業者、ボスが支配した戦前のポーレン制度だ。

船員の闘いがなければ常にその危険が生じるのもこの特殊性ゆえで、今日悪徳マンニング・派遣業が横行する原因もここにある。

逆に言えば、労働市場を革新船員の側が握れば、単に民主的で公平だけでなく、労働条件の改善、

海運・船員政策の実現も容易になるが、それを実現するには現場船員の覚醒と今以上の闘いが必要になる。

船員労働の特殊性は海員組合の運動面にも及んでいる。

船員に成り代わり、陸の職業幹部が経営側と交渉することはある程度避けられない。

しかし、ここで重要なことは、その負の特殊性を如何に解消するか。民主制の確保と現場の意向を反映する組織体制を作ることができるかという点です。組合員の要求に基づく、組合員自身の運動が労働運動の本来の姿だからです。

そのような血の通った組織ができなければ、船員は陸の職業幹部に操られ、やがて無権利の被搾取集団に陥ることになる。

「民主」と「現場意見の反映」。実にこの一点で長年現場活動家の皆さんが苦闘してきたわけで（組合民主化闘争）、それが海員組合の歴史といつて過言ではありません。

一方組合は、職場委員制度やユニオンショップ制を導入し、産別組織と企業別雇用の矛盾に対処し

てきた。経営側も絶えず親睦会や職場委員を取り込み、経営方針の貫徹に努めて来た。

ある大手会社の親睦会は一時期、独立した企業内組合を作る力を持つに至ったが、会社状況、所属船員の意識、組合の姿勢等のバランス判断から実行に移されなかった。現場船員と職業幹部・経営側の間に位置する親睦会や職場委員の2面的性格も船員労働の特殊性ゆえです。

また、大会前に行なわれる組合の全国委員選挙でも、革新的な活動家がどれだけ選ばれるかが常に焦点でした。選挙の結果、現場船員の意向がどれだけ運動に反映されるか。それが産別組織の浮沈を左右するのは今後も変わらないでしょう。

一 船員制度論争とは？

船舶運営会が解散し、民営還元された後、海員組合に対抗する形で外航労務協会が作られた。

海運集約が終わった70年頃、外労協は、商船三井の矢島三策さんあたりが中心になり船舶士構想を



第1回海上美術展にて。右は組合教宣部の大野一夫さん。1975年、霞ヶ関の久保講堂

発表した。一方海員組合は、確かに僕のゼミにいた野村秀夫君（後の中執）が中心になってスパイラル構想を対案した。

どちらも一人の船員が、航海・機関を順次経験して最終的には船長になるというもので、技術革新Ⅱ少数定員という前提に立っていた。

しかし船員労働の特殊性、わけても自己完結性確保のためには、より高度な専門技術が要求されることから、航海士・機関士は残らざるを得ない。より専門化・高度化することで、海陸の技術交流は拡大し、船員の社会的地位も向上することから、僕は「専門分化構想」を提案した。

自己完結性、安全性、労働力の再生産が損なわれるだけでなく、船員が単なる「操縦屋」になれば、職業集団としての存続も危うくなるからだ。

当時運輸省は海技制度近代化委員会を作り、僕も委員に招請された。しかし委員会の目的は近代化ではなく、定員・経費の削減と分かったので、船員の地位向上にながらぬと思いついた。

船主側は船舶士構想の導入を強く働きかけたが、船の実態からして実現性が乏しかったのでしよう。日の目を見ることはなかった。

しかし急激な円高等を背景に、海員組合の力が相対的に弱くなった10数年後、船員制度近代化という形でその一端は導入されてしまった。以前から親交があり、応援もしていた土井さんが組合長になることになるのは皮肉だった。

船員制度近代化も、現実の条件（船員労働の特殊性、労働力再生産の特殊性）に合致していないから結局破産することになる。

（次号に続く）

(17頁より続く)

第6号議案の修正案

第1章 予算編成の前提となる組織動向と組合財政事情。「今後の課題」の「その他」に下線部を追加する。

未収組合費については、引き続き担当部署と連携して回収に取り組み。

また、組合が被告とされた裁判において、違法な人事発令に基づくバックペイならびに差額賃金・慰謝料・損害賠償金・和解金、等を支払った場合は、該当する人事決定に賛同した常任役員もしくは該当する行為を行なった常任役員がこれを弁償する。

【提案理由】

近年本組合に対して、執行部員や事

羅針盤発刊にあたって

働く人々にとって受難の時代を迎え、海上で働く者はより大きな波に飲み込まれようとしている。

遠洋・沖合漁業の廃業や減船、沿海・内航の倒産、劣悪な労働環境、長時間労働外航では日本人船員の乗らない船舶が急増し、海と船員を取り巻く社会そのものが崩壊の危機に向かっていてる。

こうしたなかで海員組合は、現場船員から遠ざかり、海上労働運動の原点を見失っているのではないかと危惧する。

現状を憂え、船員社会の再生を願う仲間が全国に散在しているが、互いに語り合う場は少ない。

船員社会の再生と海上労働運動の復権を願い、ここに「羅針盤」を発刊する。情報を交換し、思想、信条の違いを超えて自由に意見を闘わせ、共に考える場としたい。海上で働く人々が、荒波を乗り越えるための一助になれば幸いである。

現場船員や海事関係で働く方々の積極的な投稿をお願いします。

2009年11月1日

羅針盤を発行する会

編集後記

○尖閣諸島をめぐる日中問題を機に、日本企業の海外進出拡大、とりわけアジア地域への進出につれ、その活動の自由と権益を守るために、自衛隊の海外出動を求める世論の動向が気になります。時を同じくして、自民党総裁選に「タカ派」の議員が頭をそろえています。警戒が必要です。(K)

○海員組合と戦没船を記録する会が協力して『DVD―海なお深く―』を作製した。先の戦争で6万余の船員が無念の死を遂げた。平和な海あつての船員、この悲劇を繰り返さない運動も海員組合の大きな任務だ。(H)

○運命共同体としての宿命論ともいえるべき「海員道」を乗り越えて、船で生きることを選択した船員の人権主張を、学術的に理論化した笹木弘先生はまだ健在。フクシマの被災者に対しても、若者に対して「もつと怒れ、自由奔放に」のアドバイスとともに、先生が愛してやまない活動家に対する「注文」は傾聴せざるを得ないだろう。(S)

○男女賃金差別裁判で勝訴した京都ガス・屋嘉比ふみ子さんの話では、ILは100号条約で仕事の価値が同じなら男も女も、正規もパートも賃金は同じと定めているという。産別賃金は崩壊して多重・格差構造を抱えたままの海運と船員社会だが、闘いのヒントはいくらでも有りそうだ。(I)

○本号は9月初旬の発行予定でしたが、私の不手際で遅くなり申し訳ありませんでした。当会は9月末日が決算のため、来年2月発行予定の9号で収支決算を報告し、合わせて振替用紙を同封させて頂きたいと思ひます。会費・カンパ等はそちらを利用して下さるようお願いいたします。(T)

羅針盤 第8号 2012年9月20日発行

発行責任者：羅針盤を発行する会 竹中正陽（たけなかまさはる）

連絡先住所：千葉県市川市国府台1の9の42 竹中の方

〒272-0827、電話・FAX 047・375・0789

メールアドレス：seamen@gem.hi-ho.ne.jp

郵貯振替口座：001306322259

◇会費：年3000円（本誌の郵送含む）。本誌の郵送のみ希望される方は1回につき印刷・郵送実費500円のカンパ（郵便切手可）をお願いします。